

藤沢市情報公開審査会答申第1号

昭和61年7月17日

藤沢市長 葉山 峻 殿

藤沢市情報公開審査会

会長 清水 英夫

情報公開の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

昭和61年3月28日付で諮問された「長後まちづくりの計画について市当局の検討経過」のうち、「長後地区、地区整備計画」[基本構想編]（昭和59年3月）全部非公開の件について、次のとおり答申します。

1. 審査会の結論

「長後地区、地区整備計画」[基本構想編]（以下「基本構想編」という。）は、別紙非公開箇所一覧表記載の箇所を除き、公開することが妥当である。

2. 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、藤沢市が長後まちづくりの計画の一環として昭和59年3月に作成した基本構想編を、藤沢市長が藤沢市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号、同項第3号に該当するとしてなした非公開の決定は、次に掲げる理由から条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア． 基本構想編は長後地区の将来像の設定のため、藤沢市長後地区整備計画技術検討委員会（太田勝敏委員長）（以下「技術検討委員会」という。）によって、2年間にわたって調査し、その調査の結果をまとめたもので、いわば同委員会の調査報告であり、印刷物としてまとめており、なんら非公開とすべきものではない。

すなわち、技術検討委員会は、市が業務を委託した株式会社都市計画センターのもとに作られ、基本構想編は同社の技術検討委員会の調査、検討の結果をまとめたもので、その性格は同技術検討委員会の調査報告書である。

それは住民参加でつくられるべき基本構想のたたき台、素案として、住民に提示される前提のもとに調査されたのである。

イ． 市は基本構想編を非公開とする理由として、条例第6条第1項第1号及び同項第3号をあげている。

まず、条例第6条第1項第1号についてみれば、基本構想編には個人情報に含まれず、いわんや保護すべき個人情報などないから同条項を理由とする非公開は理由がない。

次に条例第6条第1項第3号についてみれば、基本構想編はアで述べたように技術検討委員会の調査検討をまとめた報告書であり、それは住民参加でつくられるべき基本構想のたたき台、素案であり、住民に提示される前提で調査されたものであるから意思決定過程情報であることを理由に非公開とするとの決定は合理性がなく、同条例を理由とする非公開は理由がない。

3. 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、基本構想編を非公開とする理由は次のとおりである。

- (1) 基本構想編を作った当時は、長後地区の整備計画の立案に当って、地区中心部の拠点的な整備（対象範囲、駅周辺地区80ha）を目的としていた。

ところがその後、長後地区の全自治会や各種団体等に対し、「まちづくりの話し合い」を進めたところ、長後地区全域から道路、公園、下水等の公共施設整備に対する要望が出され、その結果計画対象範囲を拡大し、長後地区全域（520ha）とすることとなった。

このように基本構想編は当初の中心地区の拠点整備を目的とした計画から、長後地区全体を対象とすることになり、又道路網計画にも変更が加えられた。このため基本構想編を公開した場合には、住民の理解に誤解や混乱を招く恐れがある。

従って基本構想編は条例第6条第1項第3号の意思決定過程情報に該当する。

- (2) 基本構想編は中心地区の道路網計画を現況図に記した表現となっているが、市民にとってはその位置が何処かを読み取れる状況になっている。

ところが昭和59年度の長後地区、地区整備計画（昭和60年3月）(以下「基本計画編」という。)において検討の結果、計画対象の区域の拡大により、道路のルートの変更を行ったため、基本構想編のうちの道路網計画を公開すると、関係権利者に誤解と混乱を招く恐れがある。

従って基本構想編のうちの道路網計画部分は条例第6条第1項第1号、同項第3号に該当する。

- (3) 基本構想編はケーススタディとして、地区中心部の公共施設（駅前広場や道路）や商業地の位置、形態が記載されているが、未確定な内容であるため、公開により、関係権利者にとって利害得失を招く恐れがある。

従って基本構想編のうちのケーススタディの部分は、条例第6条第1項第3号に該当する。

(4) 基本構想編は実現化方策の検討として、整備の手法や事業の区域が記載されているが、未確定な内容のため、公開により住民や関係権利者に誤解や混乱を招く恐れがある。

従って基本構想編のうちの整備の手法や事業の区域は、条例第6条第1項第1号、同項第3号に該当する。

以上(1)ないし(4)の理由は基本構想編のなかで密接に関連し合っているから、基本構想編は全体的に非公開とすべきである。少なくとも ないし の理由に該当する箇所は非公開とすべきである。

4. 審査会の判断理由

(1) 基本構想編なる文書の性格

基本構想編は藤沢市が長後地区の整備の必要から、当初地区中心部の拠点的な整備（対象範囲、駅周辺地区80ha）を目的とし、住民意識調査や現況調査を行い、それらの調査の結果を踏まえて、当地区の整備構想を文書化したもので、その基本的性格は藤沢市の長後地区の整備に関する市内部の調査、研究、討議の内容を記載したもの、すなわち市の政策決定過程上の情報であると認められる（同時に市の事業に関する情報にも該当する）。

藤沢市はこの調査、研究に当り、株式会社都市計画センターに長後地区の整備計画に関する調査を委託し、同センターの一組織体である技術検討委員会が市の職員も交えて研究討議を重ね、調査の結果をまとめ、これが基本構想編となっていたようである。しかしその場合でも基本構想編が市内部の調査、研究、討議内容をまとめたもの、すなわち市の政策決定過程上の情報であるという事実は変わりはないものと判断される。

このように基本構想編は元来その儘住民に提示されることを前提に作られてきたものではなく、その基本的性格は市の長後地区の整備に関する調査、研究、討議の資料と解さるべきである。

(2) 非公開事由の存否

条例第6条第1項第3号は、市政執行に関する情報であり、且つ市の機関内部の審議、調査、研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しく支障が生じるおそれのあるもの、市の事業に関する情報であって、その性質上公開することによって当該事務、又は事業の公正かつ円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがあるばあいを非公開とすることができるものとしている。

それでは基本構想編の公開が上記の非公開事由に該当するか否かを以下に検討する。

市政は公正で民意を取り入れた民主的なものであることが理想である。しかし地区の開発事業に当たっては、個々の市民の個別的利害が鋭く対立することが予想されるだけに、個々の市民の個々の利害を超越した市の高い指導性、計画性が必要不可欠である。

従って、かかる事業の遂行のためには、市の側での地区の将来像を展望しての基礎的な調査、研究が是非とも必要である。

そして地区の開発事業の推進に当たっては、単に個々の市民の意思に片寄ることなく、大局的立場に立った立案と計画の遂行が必要である。

しかし他方では地区の開発事業は地区住民の利害に影響するところ大なるものがあるから、その立案と計画の遂行には民意を指導しつつ民意を吸収し、市と市民が相寄り、相協調して地区の将来像を作り上げてゆくという姿勢、市と市民との信頼と協力関係も非常に重要である。

このことからするならば、市の保有する情報は極力市民に公開する姿勢が望ましいことはいうまでもない。

しかし基本構想編は当初に立案した計画地域や道路の位置関係等が変更されて、整備計画編としてまとめられていったものの、両文書の間には重複部分も多く、その趣旨を同じくする部分も多いので、原則的には公開を可とすべきである。

しかし、下記部分に関しては、その公開は不相当と認められる。

計画区域や道路の位置関係部分

基本構想編は、当初長後地区の拠点的な整備を目的としていたが、その後長後地区の自治会や各種団体等に対し、まちづくりの話し合いを進めたところ、長後地区全域から道路、公園、下水等の公共施設整備に関する要望が出され、長後地区の諸問題を解決するためには、従来を中心地区の整備をもって解決することはできないとの判断も生じ、その後その計画対象範囲を拡大し、長後地区全域（520ha）を対象とするものとし、整備計画編として計画が変更されることとなった。

この結果、基本構想編のうちの計画対象範囲や道路の計画等の部分は、市が行った過去の計画の一にしか過ぎないものとなっていったことが認められる。

しかし計画対象区域や道路の位置関係は市民のとくに利害を感ずるところである。

従って、殊更この部分を公開することは、下記のように住民に不正確な理解を与え、今後地区整備をすすめるうえに著しい支障を与えるものと認められる。

イ 計画区域や道路の計画変更に関し利害をもつ住民の側から、計画変更への理由に疑問を惹起し、市との間に無用の摩擦を生じさせるおそれがある。

ロ 変更前の計画対象区域や道路の位置関係が、あたかも市の現在の計画であるかのように市民に伝わり、いわゆる情報の一人歩きが行われ、一部の住民による土地買占めや投機、不正取引の暗躍やそれによる市民の不測の損失の発生という事態も予想される。

ハ 更には市が開発計画を進めていく上での市民への説明、協議や買収交渉に対しても妨げとなることが予想される。

ケーススタディ部分

ケーススタディは、市がある特定の地域に、特定の開発手法を用いて開発計画を進めた場合における、特定の地域の将来の有様を具象化したものであるが、

公開することにより、下記のように今後の市の地区整備計画を進めてゆく上に著しい支障を与えるものと認められる。

イ ケーススタディは元来仮定的、未確定な情報であり、行政に責任をもつ市として、公表するに適した性格の情報とはいえないこと。

ロ その公表により市民に、市が現にそうした計画を既定のものとして想定しているとの誤解を生み易いこと。

ハ とくに本文書のケーススタディは、長後地区の拠点的整備を想定していた当時のもので、現時点ではその採り上げ方が妥当かどうか疑問がもたれること。

地区整備の実現化方策の手法部分

地区整備の実現化方策の手法は、市が市民への説明と対話の中で自らその方向が示されてゆくべきものである。この部分を公開すると市が予め地区整備の手法を想定し、独断していたとの印象を市民に抱かせることになるおそれがあり、今後の市の地域整備を推し進めていく上に著しい支障を与えるものと認められる。

とくに基本構想編では、整備の手法や事業の区域が記載されており、未確定な内容であるため、公開により市民や関係権利者に誤解と混乱を招くおそれがある。

- (3) 市では現在長後地区の整備を、整備計画編を以って行うこととしており、整備計画編自体は既に公開されているから、市民に対しての長後地区の整備に関する検討材料としては既に十分なものが提供されていると見て差し支えない。

基本構想編のうちの上記 部分の部分を公開することは、市の地区開発をすすめるうえに無用の誤解と混乱を惹き起すおそれが十分に認められる。

従って基本構想編のうちの上記 部分は条例第6条第1項第3号に該当

開することが妥当である。

(別紙)

非公開個所一覧表

(長後地区、整備計画地区 [基本構想編])

項 目	頁 数
土地利用の基本的骨格図	1 4
ゾーン別整備方針	1 7 ~ 2 0
基本方針図	2 1
基本的構成	3 4
基本構想図	4 1
中心地区のケーススタディ	4 3 ~ 5 4
整備手法の選定	5 9
整備手法選定図	6 0

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
6 1 . 3 . 2 8	諮問
3 . 2 9	実施機関に対し、非公開理由説明書の提出要請
4 . 9	非公開理由説明書の受理
4 . 1 0	異議申立人に、非公開理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
4 . 1 1	審議
5 . 2	非公開理由説明書に対する意見書の受理
5 . 9	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立人から意見の聴取 ・実施機関の職員から非公開理由説明の聴取 ・審議
6 . 7	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関の職員から非公開理由説明の再聴取 ・審議
6 . 2 8	審議
7 . 1 2	審議
7 . 1 7	答申

第 1 期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 1986.2.1 ~ 1988.1.31)

会長

会長職務代理者

氏 名	役 職 名 等
亀田 帛子	・ 津田塾大学国際関係学科助教授
小関 寿一郎	・ (元)神奈川県住宅保全協会常務理事
清水 英夫	・ 青山学院大学法学部教授
長谷川 昇	・ 弁護士
保住 昭一	・ 明治大学法学部教授

(5 0 音順)

第 1 期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 1986.2.1 ~ 1988.1.31)

会長

会長職務代理者

氏 名	役 職 名 等
亀田 帛子	・ 津田塾大学国際関係学科助教授
小関 寿一郎	・ (元)神奈川県住宅保全協会常務理事
清水 英夫	・ 青山学院大学法学部教授
長谷川 昇	・ 弁護士
保住 昭一	・ 明治大学法学部教授

(5 0 音順)